

(令和6年6月12日 午前9時00分 開始)

○議員(中村 昭人君) おはようございます。通告に従い、質問を行います。

まず、町長不在時の事務執行についてであります。

東町長が2月下旬に入院して以来、川南町では町長不在の状態が3か月以上続いています。闘病中であることは重々承知であり、一日も早い回復を願っておりますが、3か月以上も町長不在が続く状況はもはや正常ではありません。

3月定例会では、本来であれば、町長に就任して初めての肝煎りの当初予算を議会に提案し、町長自らが説明を行う場面でしたが、町長不在のまま、その思いを聞くことなく当初予算は原案可決となりました。そして、この6月議会も不在です。

行政は、予算が可決された以上、職員は事業を進めるための実務に移らなければなりません。果たしてこの3か月以上続く町長不在の中で、事務手続は法令にのっとり滞りなく行われているのでしょうか。

そして、町長の健康状態に対する様々な憶測が飛び交うなど、町民からもこの状況を不安視する声が多く聞かれます。それは、町の未来を案じる声にも聞こえます。

そこで質問ですが、町長の現在の様子はいかがか、お伺いをいたします。

また、町長の決裁はどのようにしているのか。

職務代理者を置かない理由は何か。

まず、この3点についてお答えください。後の質問は質問席から行います。

○副町長(河野 秀二君) 中村議員の御質問にお答えします。

第1点ですけど、町長の現在の様子はということですけど、県病院に入院されたことはもう既に御承知かと思えますけど、後半になりまして、体力回復ということで約2週間程度一時帰宅され、その間に約1週間程度、半日の公務をされました。それは皆さん御存じかと思えます。

その後、病院を変えたいという本人からのお話を聞きました。善仁会病院に変わりたいと。詳しいことは分かりませんが、そこに行って胃ろうの手術をしたいということを申されました。それが近日中に行われるんじゃないかということを御報告を受けています。つい2日ぐらい前の話です。

町長の様子については、以上お話したとおりです。

それから、町長の決裁につきましては、どうしても町長でないといけない決裁、自筆書面とか総会で書面議決など、そういったものについては、町長のところに持って行って、書類をですね、決裁をもらってきました。通常書類については、代決で処理しております。

それから、職務代理を置かない理由についてちゅうことは、町長に話したら、町

長は置かないと、職務代理は。ということでしたので、分かりましたということで、今現在の一般的な代決の処理で行っております。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 善仁会のほうに病院を変えたいということであります。御本人の今後の療養、治療方針というのは御本人が決めることであり、先ほど申しましたが、本当、一日も早い回復を祈っているところであります。

町長が不在の中で、先ほど、決裁はどうしているのかというところですけど、自筆によるサイン等が必要なとき病院まで持って行っているということですけど、副町長は病院を訪ねて、直接そういった自筆のサインとか印鑑を押してもらう場合があったということですけど、どのくらいの頻度でそういったことがあったのか、面会をしていたのか、お伺いをいたします。

○副町長（河野 秀二君） 自筆の書面が必要な場合に、県病院へ行って書面議決なりをもらっておりました。ですから、定期的に伺うということじゃなくて、その都度、物事が発生したときに行っておりました。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） では、書面等を持っていくときに、副町長はこれを公務として行っていたのか、お伺いいたします。

○副町長（河野 秀二君） 公務ですかね。公務ですよ、印鑑を実際もらいに行くわけですから。印鑑とか、自筆とかですね。

ただ、そのときには、私、自分の車で、個人的な用も多少あった場合もありますので、行った場合もあります。

○議員（中村 昭人君） 行政の事務上必要な決裁をいただくわけですから、それは公務です。

ただ、私が、副町長が今日は休んでいるとかいう話で聞くことがあったんですけど、そのときに病院のほうに、町長のところに行っているというような話も聞きました。

要するに、公務として行くのであれば、しっかりと総務課長、総務課なりと、公務で行くやり取りをして、その報告があつてしかるべき。どういった状況だったのかというような報告があつてしかるべきだと思うんですが、そのような、いついつ行きますとか行ってきましたというような報告等は総務課なりとはやっていたのか、お伺いいたします。

○副町長（河野 秀二君） 書面議決をもらわないといけないということで、近日中にもらってきますと。その近日中というのは、私の公務の間を縫って行くしかありませんので、特別休暇はないんですけど、その間を縫って行っておりました。

○議員（中村 昭人君） 休みというか、特別職ですので決まった休みはないんですけども、そういった書面にサイン等をもらうのに、やはり私はしっかりと公務として行って、ちゃんと手続をすべきじゃないかというふうに思うわけです。

実際に町長のところに面会をしに行ったというのは、副町長は行かれていますけど、総務課長にちょっとお伺いしますが、総務課長はこれまで町長に病院等に行つて面会されたことがあるかどうか、お伺いいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 町長の面会は、町長が登庁したとき以外は会っておりません。

以上です。

○議員（中村 昭人君） なぜ、このようなことを聞くかというと、町長が入院していると、そこに行くということは、やはり公務として行って、病状の把握、今後はどうなのか、治療方針はどうかということ、行政、少なくとも総務課長あたりはしっかりと把握をして今後の行政運営を見なくてはいけないと私は思うわけです。これを私用で行くということは、本当に行っているのかも分からないですし、誰と行っているのかも分からないというような状況ですので、しっかりとそこは公務で行くということ、私はやっていただきたいというふうに思います。

次に、職務代理者は置かないということで、町長から連絡や指示を出せる状況にあるとの判断で代理は置いていないということなんですが、まずこの職務代理とは何ですかということなんですけど、地方自治法の152条に定めがあります。これを川南町の場合でいうと、町長に事故があるとき、または町長が欠けたときに副町長が町長の職務代理をすることとなります。

事故があるとき、「事故」は「交通事故」の「事故」です。この事故があるときとは、町長が長期間、または遠い場所への旅行、病気、その他の理由によりその職務を自ら行えない場合を言います。ですので、3か月以上の病気療養による町長不在は、事故があるときに該当するかと思います。

では、逆に、職務代理を置かない場合ということ、これ、どういった場合かということ、自治法の解釈では、当面、事務処理に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、短期間に町長が正常に職務を執行できる状態になると予測される場合には職務代理する必要がない、このような解釈です。

ですので、自治法に照らし合わせると、3か月以上に及ぶ長期療養による不在は、副町長は職務代理をすべきではないのか。すべきではないんですか。お伺いします。

○副町長（河野 秀二君） 県病院に入院されて、職務代理の話もしました。最初から、職務代理は置かないという町長の返事でした。というのは、恐らく町長の頭の中には、近いうちに復職できるんじゃないかなろうかという旨のこともあったんじゃないかと思います。

それから2か月ぐらいしてでしょうか。トータルで2回か3回聞いています、職務代理は置かないんですかと。私は置かないと。私は分かりましたと、そういう返事しかできませんので、そのように対応してきました。

○議員（中村 昭人君） 町長の指示でそのようにしているということなんですけど、

行政をつかさどる中で町長、副町長というのは一体ですけども、確かに上司の町長の指示を仰ぐというのは当然ですけども、政治をやる上では、どちらを向いて政治をしているんですかねということです。職務代理を置かないというのは、別に町長のためではなくて、町民のためなんですよね。事務をしっかりと行政手続にのっとって間違いなく行うこと、このために職務代理者が必要ということなんです。

職務代理者を置く必要がないと言いますけど、町長が指示が出せる状況にあるからと言いますけど、町長がどこで指示を出しているのかといたら、病院ですよ。考えたときに、我が町の職員が病院から、ましてやベッドの上から指示が出されて、それによって動いているということを考えると、川南町は大丈夫かと思うわけです。

副町長は、単に事務決裁や指示を行うだけが町長の仕事か、そのようにお考えかどうか。ほかの自治体の長は、来年度の予算獲得のために国や県に陳情に行ったり、良好な関係性をつくるために忙しく飛び回っています。また、その合間には町内の会議やイベントへ顔を出し町民とのコミュニケーションを図りながら、また幹部職員とは円滑な町政運営のために行政経営会議を行っています。

そして、危機管理なんです。佐賀県では、捕獲された野生のイノシシ2頭が豚熱に感染していると確認されています。佐賀県では去年8月、唐津市の2つの養豚場で52年ぶりの豚熱の感染が確認され、1万頭余りの豚が殺処分されています。

川南町で発生したらどうしますか。14年前を思い出してください。口蹄疫がありました。鳥フルもありました。感染が確認されたら、町長は即座に対策本部を立ち上げ、陣頭指揮に当たらないといけません。感染症のパンデミックはいつ起こるか分からないんです。

自然災害もしかりで、豪雨、台風、地震、そういった危機管理に対応するのも町長の仕事だと思いますが、どうですか。それでも職務代理を置かない、置く必要がない、指示をもらえているから、そうお考えですか。お伺いします。

○副町長（河野 秀二君） 町長に何回か言いましたけれど、町長がそのようなお考えですので、それ以上、私がとやかく言うことはないだろうと思いました。

ただ、いろんな行事がありまして、確かに行事がダブる場合もあります。そのようなときには、課長に行ってもらったりとかしていますけど。

町長も、自分が近いうちに復帰できるというお考えを少し話された時期もありました。ですので、町長の頭の中は分かりませんが、復帰したいということが強いから、職務代理を置かないというふうに私におっしゃったんじゃないかというふうに思われます。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 先ほど言いましたけど、どちらのほうを向いて政治をやっているのか。町政運営をやっているのかです。

町長がそのようにおっしゃるのは責任感からだとは思いますが。しかし、いろいろな場面で、議会勉強会等でも町長の病状の報告が今までありました。5月7日の勉強会だっ

たですか。自転車をこぐりハビリまで行えるようになったというような報告もありました。しかし、議会に提出された診断書を見ていると、とてもそのような姿が想像できません。一時的にはそうだったのかもしれませんが、やはり長期的な療養が絶対に必要な状況であるということは誰しも予想ができそうなものです。

御本人は町長という役割を責任感から全うするというおつもりなのでしょうが、それは、先ほどから言いますけど、誰のためなのか。町民のためなのか、町のためなのかを考えていただきたいというふうに思います。

正直なところ、副町長からの町長の病状報告についても、本当に正しい情報を伝えているのかというようなことは、これ、私はちょっと疑わしいのではないかなというふうに思います。先ほどから言うように、あの診断書見たときに、町長からの報告と相当ギャップがあるわけです。大変苦しい思いをされているんじゃないかなというふうに思います。

だから、そこは町長の指示だからとかいうことではなくて、やはり町長がしっかりと療養に専念できる環境をつくってあげるのも、これは腹心たる副町長の役割じゃないんですか。違いますか。

○副町長（河野 秀二君） 町長本人が復職を目指して私は頑張りたいとおっしゃられれば、そのように、それを信じるしかありませんので、それに対して私がどうこうというものじゃないと思います。それは、つい先日の話です。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 町長がそのようにおっしゃるということですので。

ですけども、今の川南町の状況を考えたときに、今日の新聞もありましたけども、図書館指定管理者の問題で、提案者である町長は入院で説明することもできず、また副町長はこれまでなかなか苦しい言い訳に終始して、結局、TRCから提訴されるまでに至っています。

政治の世界ではよく耳にする言葉なんですけど、「信なくば立たず」というものがあります。これは、孔子が政治の要を問われたときに、信頼がなければ統治は成り立たないと述べています。

長期の病氣療養を町民が理解するとしたら、信頼があつてこそだと私は思います。訴訟問題で町民の不信感は相当なものです。それでも副町長は、町長の長期療養は町民の理解を得られると思っと思っていますか。

○副町長（河野 秀二君） 町長への業務報告は、重要ポイントについては報告していますので、それで町長が、その上、私は復職を目指して頑張っているんだとおっしゃられれば、それ以上、私が物申すことはできませんので、そのような状況です。

先ほど、中村議員がおっしゃった、私が報告した中に乖離があるというふうな言い方に私は取ったんですけど、私はそういう報告したつもりはないんですけど、もしそういう部分があれば、私の説明が悪かったのかもしれませんが。

ただ、診断書については、病院の医師からの診断ですから、それは間違いないことです。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 町長は責任感の強い人なんだなというふうには思います。なので、町長の職責を果たしたいと、病に伏しながらも頑張っているのだと思います。

しかし、職務に実際に耐えられるのか。これからは後進に道を譲って治療に専念し、御自身の命を第一に考えるべきじゃないのかなと私は思います。これ、決して、次の選挙がどうか次どうなるとかという話じゃなくて、命の問題です。しっかりと治療に専念できる環境を整えてあげるということ、そして町民のためにしっかりと町政運営を遅滞なく行うということを、副町長にはこれから期待したいなというふうに思っております。

このように病と闘う者に対して厳しい追及をすることはなかなか躊躇しますけども、本音はやりたくはありません。ですが、私も選挙で選ばれた人間です。町民の声をぶつけるのも責任があります。町長もその職にある以上、町長として受け入れる責任もあるはずです。

行き過ぎた発言もあったかもしれませんが、それも川南町のことを思っていることです。どうぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

振興班制度についてです。

振興班という呼び名は川南町独自のものでありますが、一般的には町内会、自治会といった呼び方が多いのではないのでしょうか。

町内会や自治会という団体組織は、市町村の一定の区域に住所を有する者、その地縁に基づいて形成された団体で、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理、そして良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うものと自治法に定義されています。

しかし、自治会と振興班、これは近年、人口減少や役員のなり手不足が一因となって、自治組織の解散が全国的に増えている状況にあります。わが町の振興班も同様です。なぜそうなるのかは、それは役員の負担が大きい、行政からの依頼事項が多い、こういった負担感に対するもの、そして高齢化による会員数の減少などが挙げられると思います。

では、ここで、川南町における振興班制度の現状と自治に対する影響についてお尋ねをいたします。

まず、現在の振興班数と個人世帯数の割合を教えてくださいたいと思います。

○まちづくり課長（稲田 隆志君） 令和6年4月1日現在の振興班数は265、個人世帯の割合については、住民基本台帳を基にしたデータによりますと、45%になります。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 先日、新聞にありましたけど、宮崎市では個人世帯が50%と

ということで、やはり川南町に限ったことではないというようなことは見て取れます。

振興班が果たしてきた役割というのは、回覧板を回すことで情報を共有したり、住民相互で見守りであったりとか地域の環境美化、そして子ども会を軸とした子供の健全育成の場であったと思います。それが、半数近くがもう個人世帯になったということは、これはやはり振興班制度、自治会制度を根本的に見直す時期に来ているのではないかというふうに思います。

時間等と、あと今日は町長がやっぱりいないということで、今後、こういうふうにご様子にお考えかをお聞きすることだったんですけど、ここではちょっと次に行きたいというふうに思います。

振興班の加入の減少とか解散が相次ぐ中で、やはり自治活動に影響が出てきているのではないかしら、そのようになっているということです。

最も私が危惧するのは、災害時の地域コミュニティにおける共助の力が低下することでありま。以前、役場が実施した振興班役員のアンケート調査でも指摘がありました。

では、今後どのように共助の力を維持して人々の命と暮らしを守るのか。特に、高齢者や障害者など災害弱者と言われる方々の命と暮らしをどのように守るべきなのかを、この場では防災と地域づくりの観点から議論をしたいと思ひます。

まず、災害時の共助の在り方とはどのようなものか、お伺ひいたします。

また、加入率低下や解散が進む中で、行政区割りである自治公民館が果たす役割は大きいのではないかしら。共助における自治公民館の役割はどのようなことが考えられるか、お伺ひをいたします。

最後に、個別避難計画を共助や地域づくりに生かせないかという視点です。これ、さきの3月一般質問でもしたもののなんですけ、個別避難計画を共助や地域づくりに生かせないか、お伺ひをいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 中村議員の御質問にお答えします。

まず、災害時の共助の在り方とはということでありま。共助とは、災害発生の初期段階において、地域の住民の方々がお互いに協力して、自分たちの地域は自分たちで守るとの考えの下、様々な防災・減災活動を行うことであると考えております。

次に、共助における自治公民館の役割はということでありま。町内会や公民館単位などの地域住民で防災・減災活動を行うために結成・運営される自主防災組織という活動があります。住民は自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練、その他自発的な防災活動をし、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組により、防災に寄与するように努めなければなりません。自治公民館は共助の核となる役割であると認識していますので、自主防災組織の結成に向けて働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

最後に、個別避難計画を共助や地域づくりに生かす考えはないのかという御質問です

けども、個別避難計画は、その作成に必要な範囲で避難行動要支援者に関する個人情報を活用できることとされています。

また、個別避難計画情報の提供に当たっては、原則として、避難行動要支援者御本人の同意を得て、消防機関、自主防災組織、民生委員等の関係者にあらかじめ個別避難計画情報を提供することとされています。

避難支援等とは、高齢者等避難などの避難情報の伝達、安否の確認、避難所などへの避難に同行することなどであり、個別避難計画は共助や地域づくりを基本とする自主防災組織の重要な要素であるとも考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 確かに今おっしゃるとおり、自主防災組織の推進、こういったことは大事かと思います。まさに、自分の命は自分で守るという自助、そして共助の部分に必要な対策であると言えます。

今、総務課長からの答弁もありましたけども、個別避難計画がなぜ必要かというのは、本当に、情報の提供、お互いに各部署、各組織で共有していた個人情報ですけども、それを共有ができるというのが個別避難計画の肝にあるということなんです。この視点が、私、大事だと思うんです。

先ほど言いましたけど、災害が起きて、一番被害を受けている割合が多いのは高齢者であり、障害者など災害弱者です。個別避難計画をつくることは努力義務となつていきますので、これは各自治体で取り組んでいるところで、なかなか川南町ではそこがちょっとまだ1件ということで、私はつくるべきだということでききの質問でしたんですけど。

ということで、国や県は、計画策定自治体に対して様々な支援を行うとしています。さきの県議会では、市町村が行う福祉専門職員や自治会との調整会議のほか、地域防災活動に対して県の担当職員や防災士を派遣し、制度の周知や関係機関との連携、要支援者避難訓練等について支援を行う、このことにより、個別避難計画の策定を加速化させると河野知事が述べています。

今後、こういった支援を活用する考えはないか、お伺いをいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 国の支援を活用する考えはないかという御質問ですけども、現段階では活用を予定しておりませんけども、今後、防災活動を推進・啓発する中で、有効と判断すれば、関係各課と協議しながら対応したいと考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 分かりました。

次に、財政的な支援でいくと、国は、優先度が高く、福祉専門職の参画を必要とした新規の個別避難計画の作成に対して、1人1計画当たり7,000円を支給することができるよう、令和3年度から地方交付税措置を開始したと聞いているんです。

実際にこの交付税は交付されているのか、ちょっとお伺いをいたします。

○財政課長（川崎 紀朗君） 御質問にお答えいたします。

普通交付税の算定の中に、包括算定経費という人口及び面積を算定基礎としたものの中に、令和3年度より、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成経費というものが追加されております。川南町では、令和5年度の基準財政需要額ベースで、おおむね100万円程度の計上となっております。

ただし、この普通交付税につきましては、一般の国庫補助金とは異なりまして、いわゆる町税と同じく一般財源として手当てされるものでありますので、算定基礎に入っているからといって、この用途に必ず財源充当しなければならないという縛りのあるものではございませんということになっております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 要するに、つくってもつくらなくても交付税措置は変わらないということかと思えますけども、でも、つくるというふうになったときに、結局は町が報酬に関する方針を決定して予算化すれば、これ、できると思うんですけど、いかがですか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 報酬に関する方針はということですけども、現段階ではまだ具体的な取組等、協議されていけませんので予算化までの話にはなっておりませんけども、今後、必要が生じれば検討していきたいというふうに考えております。

○議員（中村 昭人君） ぜひ、こういった国、県のフォローを生かしていただきたいというふうに思っているんです。地域のつながり、地域づくりに生かすという視点でいくと、先ほども言いましたけど、振興班の解散、加入率の低下によって希薄化した地域のつながりを再構築するためには、やはり個別避難計画を地域でつくっていくということが一つの、私はきっかけになるというふうに思っています。

個別避難計画作成モデル事業報告書って内閣府から出されているのがあるんですけど、結構300ページぐらいあるやつなんですけど、これに全国の取組事例が多く掲載されています。うまくいったこと、うまくいかなかったこと、全て、これ見ればよく分かります。

その中で、やはり、見てみると、地域のつながりの再構築や、普段から困っているときには助け合える地域共生社会づくりにつながっているということがよく分かります。そして、この取組を財政的に後押ししている自治体もあるんです。釧路市なんですけど、ここではそういった取組を、振興班とか、そういった町内会単位ですることに対してしっかりと予算措置をしているということです。

ですので、まずは、今現在作成している地区があります。ハザードマップ上で危険とされている地区、45人分あるんですけど。このことについて、御本人や親族、民生委員、ケアマネなどの福祉専門職、そして振興班や自治公民館などの協力を得て協議の場をつくること、そして地域がつながった顔の見える避難計画をつくる、そこに報酬や活動費として予算づけをする、このようなモデル事業に取り組んで町全体での取組へと広げるのはどうか、伺いをいたします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在は、川南町の個別避難計画につきましては、先ほど議員が言われたように、ハザードマップで危険度が高いとされている通山地区を対象にして作成に取り組んでいるところでございます。具体的には、対象者の状況を詳しく把握しています地区担当の民生委員さんとケアマネさんなどに計画作成の協力をお願いしているところでございます。

個別避難計画の作成に当たっては、対象者一人一人について、現在の生活状況や必要な支援など確認しながら避難場所、避難経路、緊急連絡先など細かく作成する必要がありますため、マンパワーも必要で非常に時間もかかるということになっております。

今、言われたように、振興班や自治公民館などに協力をいただきながら、モデル地区を設定して、それを町全体に広げていくという考えはすごくいいことじゃないかなと思いますので、今後検討ができるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） 個別避難計画は大事なことで、先ほど言いました独り暮らしとか介護が必要な方の情報を共有すると、自治体であったり、一番分かっているのはケアマネさんだったりすると思います。民生委員だったり、そういったところと情報をつなげて、そして計画をつくるということが個別避難計画の役割なんですけど、これを作成すること自体が目的ではなくて、作成するまでの過程で人のつながりが生まれ、関係者の防災意識が向上し、命を守る実効性のある避難支援につなげることが大切かと思えます。

もう一つ大切なことは、それは、負担をみんなで分け合うこと。先ほども言いましたけど、負担が増えることで振興班の活動が停滞しているという側面もありますので、こういった現状も認識する必要があるかと考えます。

そして、これは民生委員の方から聞いたんですけど、独り暮らしの高齢者に民生委員は戸別訪問するんです。そのときに、やはり誰かが見てくれているという安心感があるという声が聞こえるそうです。誰かが見ている、何かあったら誰かが来ているという安心感こそ、やはり共助の中では大事なのかなと。先ほど言いました防災訓練も、しっかりとした実態に即したものをやるということは大事なんですけど、そのベースにある、どこにどういった人がいるんだと、こういった個別情報が共有されて初めて、避難訓練、図上訓練も、実際に発災したときには有効な訓練の成果が現れるんだと私は思います。

まさに、個別避難計画を通じた防災とまちづくり、防災と福祉、この大事さが分かる先ほどの言葉というふうに思います。

「誰一人取り残さない川南町」の実現のために、トップの力強いリーダーシップを希望して、一般質問を終わります。

（ 午前9時45分 終了 ）